


所管部課	総務部文書課	部長	北田和雄	
件名	東大和市行政手続条例の一部を改正する条例について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	保険年金課、課税課		
<p>1. 要 旨</p> <p>行政手続法が改正され新制度が導入されたことから、東大和市行政手続条例においても同様の制度を導入するため改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①行政指導の方式（追加） 許認可権限を行使し得ることを示して行政指導を行う場合は、許認可権限の根拠条項等を相手方に提示する。</p> <p>②行政指導の中止等の求め（新設） 法律又は条例の要件に適合しない行政指導を受けたと思う者は、書面で中止等を求めることができる。</p> <p>③処分等の求め（新設） 法令違反の事実があると思う者は、何人も書面で、その是正のための処分等の権限行使を求めることができる。</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日（改正法の施行日と同一）</p> <p>(3) 関連改正 市税条例及び国民健康保険税条例において、本条例の改正条項を引用しているため、附則において2条例の改正を行う。</p> <p>(4) 影響及び効果 行政指導の相手方の権利利益の保護に資する。また、③においては、職権発動の端緒としての住民からの申立を認めることにより、公正な行政運営にも資することとなる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>26年6月 行政手続法の一部を改正する法律の公布</p> <p>27年1月 文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>条例改正後、職員への説明会を予定</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、平成27年第1回定例会に議案を上程したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。